社団法人日本水産学会細則改正

(3) 水産学教育推進委員会規定新設

現 行

第16条 理事の数は当分の間17名(中略)会務の担当は次のとおりとする。

庶務·企画広報担当2名, (中略), 国際交流担当1名, 支部担当7名

第24条 この法人に次の幹事をおく。

総務幹事1名, 庶務幹事3名, (中略), 国際交流幹事1名。

2

3

4

第25条 この法人に次の委員会をおく。

編集委員会,企画広報委員会,学会賞選考委員会,シンポジウム企画委員会,(中略),選挙管理委員会。

2

3

4 各種委員会の委員長および副委員長は委員の互選 で定める。ただし、編集委員長および企画広報委員長 は理事会で選出し、選出された委員長が副委員長を指 名する。

5

第35条~第48条

第<u>49</u>条 本細則は昭和45年4月3日から実施する。 (昭和46年5月15日一部改正。(中略) 平成14年4月 3日一部改正。) 改正

第16条 理事の数は当分の間17名(中略)会務の担 当は次のとおりとする。

庶務·企画広報担当2名, (中略), 国際交流担当1名, 水産学教育推進担当1名, 支部担当7名

第24条 この法人に次の幹事をおく。

総務幹事1名, 庶務幹事3名, (中略), 国際交流幹事1名, 水産学教育推進幹事1名。

2

3

4

第25条 この法人に次の委員会をおく。

編集委員会,企画広報委員会,学会賞選考委員会,シンポジウム企画委員会,(中略),選挙管理委員会,水産学教育推進委員会。

2

3

4 各種委員会の委員長および副委員長は委員の互選で定める。ただし、編集委員長、企画広報委員長および水産学教育推進委員長は理事会で選出し、選出された委員長が副委員長を指名する。

5

第35条 水産学教育推進委員会は若干名の委員をもっ て構成し、日本技術者教育認定機構(JABEE)に関 する諸事項を審議するほか、水産学教育を推進するた めの諸事項を審議し関連の行事を行なう。

第36条~第49条

第<u>50</u>条 本細則は昭和45年4月3日から実施する。 (昭和46年5月15日一部改正。(中略)平成14年4月3日一部改正。平成15年4月3日一部改正。)